

保護者様

沼津市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対応に係る出席停止手続きについて

日頃より、本市の教育に対して、多大なる御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

このことにつきまして、今後は、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の手続きを下記のとおりといたします。

つきましては、次のとおり対応をお願いします。

記

- 1 学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの
次のような場合は、学校（園）に連絡してください。医師による出席停止書類の提出の必要はありません。
 - (1) 本人又は同居の家族※1に発熱等のかぜ症状がある場合
※1 同居の家族の場合は、感染蔓延地域※2に居住又は訪問し、発熱等のかぜ症状がある人が対象となります。
※2 感染蔓延地域とは、静岡県ホームページ内「新型コロナウイルス警戒レベル」にて、「慎重に行動」「特に慎重に行動」と記載のある都道府県等です。なお、そちらに訪問した後に症状が出た場合は対象となります。
※ 御家族の体調に不安がある場合は、必ず学校（園）にお知らせください。
※ お子様や御家族の方がPCR検査等を受けることになった場合は、必ず学校（園）にお知らせください。
 - (2) (1)の症状が治っても、登校（園）について医師の許可が出ない場合
(医療機関にかからない場合は、主要症状が消滅した後、24時間以上経過していなければ登校できません)
 - (3) 本人が感染者との接触の可能性があるため保健所等から判断された場合
(濃厚接触者と特定されないことが明確になるまでの期間)
 - (4) 同居の家族が濃厚接触者に特定された場合（陰性が確認されるまでの期間）
 - (5) 本人が濃厚接触者に特定された場合・・・保健所で指示された期間
 - (6) 本人が新型コロナウイルス感染症にかかった場合・・・保健所で指示された期間
- 2 新型コロナウイルス感染症対応に係る出席停止通知について
学校（園）長が、保護者からの連絡を受け、出席停止を命じます。書面による通知はしません。
- 3 新型コロナウイルス感染症にかかった場合や濃厚接触者に特定された場合
保護者の皆様は、結果について学校（園）に電話連絡をお願いします。学校（園）長が出席停止を命じます。
※保健所で指定された期間や体調の回復について学校にお伝えください。
- 4 感染者の登園、登校について
感染者の治癒が確認されるまでの間は、保健所の指導と学校保健法第19条に基づき、校長（園長）が出席を停止させます。
- 5 濃厚接触者（PCR検査が陰性だった者）の登園、登校について
保健所の判断のもと、学校保健法第19条に基づき、校長（園長）が出席を停止させます。
- 6 その他
 - (1) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後も最新の情報を収集しながら、安全な学校生活ができるよう適切に対応してまいります。
 - (2) 御不明な点がありましたら、各学校（園）にお問い合わせください。